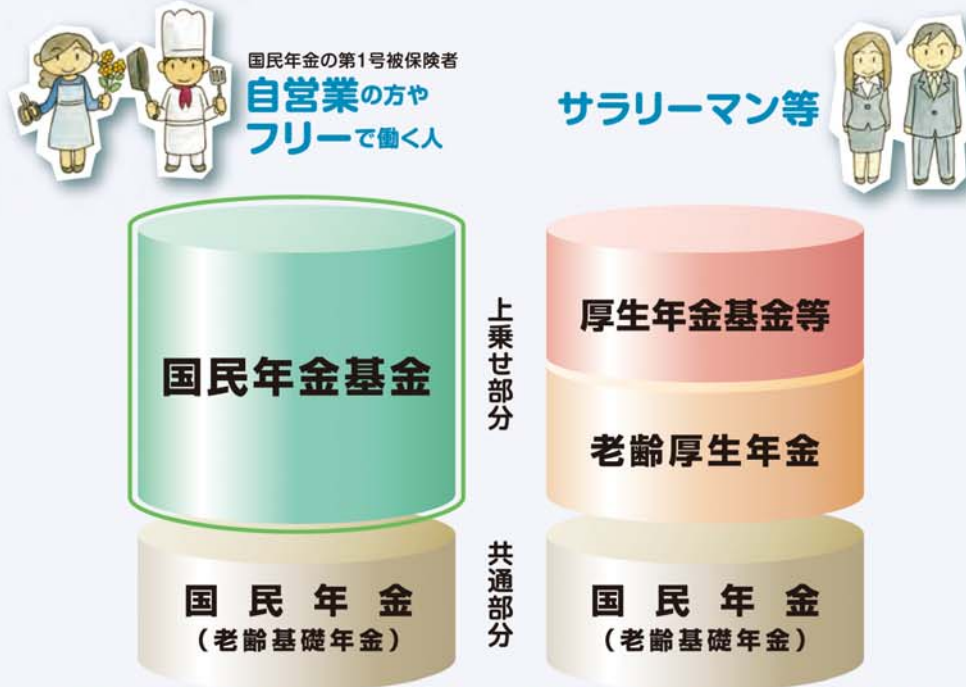


国民年金基金とは？



国民年金基金に加入することによって、自営業などの方々の公的な年金も、サラリーマン等と同じ「2階建て」にすることができます。

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする、第1号被保険者のための公的な年金制度です。

■ 国民年金基金は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方々が安心して老後を過ごせるように、老齢基礎年金(国民年金)にゆとりをプラスする公的な年金制度です。

※加入は任意です。

■ 国民年金基金は、国民年金の付加年金を代行しています。

■ 国民年金基金は、国民年金法に基づき設立されており、設立の際などには厚生労働大臣の認可を受けています。

国民年金基金には「地域型」と「職能型」があります。

■ 地域型国民年金基金は、各都道府県に1つ設立されています。

■ 職能型国民年金基金は、同じ職種に従事する方々で組織する基金で、25の職種について全国単位で設立されています。

国民年金基金

3つのポイント

ライフプランに合わせて組み立てられる国民年金基金で
あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう。

Point
1

加入できる方は？

20歳以上60歳未満の国民年金の
第1号被保険者の方だけが加入できます。

●加入後に資格を喪失し、基金を脱退することとなるのは以下の場合です。

- ①第1号被保険者でなくなったとき
- ②国民年金の保険料が免除(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます)されたとき
- ③農業者年金に加入したとき
- ④国民年金の任意加入被保険者になったとき(海外へ住所を移した等)

※他の都道府県に転出されたとき(地域型基金)や、該当する職種に従事しなくなったとき(職能型基金)も脱退となりますが、3ヵ月以内に手続きを行えば、新しい基金に従前と同条件で加入することができます。

※加入後に任意に脱退することはできません。

※基金を脱退したときは、脱退一時金はありませんが、脱退に伴う解約控除(違約金)などのデメリットもありません。掛金を納めていただいた期間に見合った年金を将来お受け取りいただくこととなり、着実に老後の資金となります。

※国民年金の付加年金を納付されている方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。

Point
2

年金の給付は？

年金額の加入口数、
年金受取期間は給付の型によって決まります。

●老後のライフプランに合わせて選択してください。

Point
3

毎月の掛金は？

掛金は加入時の年齢、性別、
選択する給付の型と口数によって決まります。

●掛金の上限は、月額6万8,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入されているときは、その掛金と合わせて6万8,000円が上限となります)

※掛金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。

●掛金の払込期間は、ご加入時から60歳到達前月時点までです。

●掛金は、ご指定の金融機関から口座振替にて納付いただくこととなります。また、ご加入の機会に国民年金保険料の口座振替(基金掛金と合算)をお申し込みいただくこともできます。

●掛金の引落日は原則として翌々月の1日です。